

情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会
非常時における事業者間ローミング等に関する検討作業班（第6回）

1 日時

令和7年10月23日（木）16時00分～17時03分

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）構成員

相田主任（東京大学）

飯塚構成員（一般財団法人マルチメディア振興センター）

内田構成員（早稲田大学）

北構成員（株式会社野村総合研究所）

クロサカ構成員（株式会社企）

内藤構成員（独立行政法人国民生活センター）

西村構成員（公益社団法人全国消費生活相談員協会）

長谷川構成員（東北大学）

藤井構成員（電気通信大学）

堀越構成員（株式会社日経BP）

矢守構成員（朝日大学）

吉川構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）

（2）総務省

吉田電気通信事業部長

飯嶋料金サービス課長

北神安全・信頼性対策課長

小玉利用環境課課長補佐

【事務局】

枚浦電気通信技術システム課長

柴田電気通信技術システム課電気通信設備エンジニア室長

川津原電気通信技術システム課課長補佐

（3）オブザーバ

株式会社NTTドコモ

KDDI 株式会社
ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ
日本通信株式会社
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
一般財団法人電気通信端末機器審査協会
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
警察庁
消防庁
海上保安庁

4 議事

(1) 事業者間検討ワーキンググループ検討状況報告

吉川構成員より、資料作 6-1 に基づき、説明が行われた。構成員及びオブザーバからの質問及び意見はなかった。

(2) 非常時における事業者間ローミング等に関する検討作業班報告（案）について

事務局より、資料作 6-2 及び資料作 6-3 に基づき、説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

【長谷川構成員】

資料作 6-3 の 9 ページの周知について、平時の周知の際に、例えばサービスの導入や概要に関して、端末に直接届く SMS や、キャリアが送付している電子メール等による通知が含まれていると理解してよろしいか。ホームページ掲載や動画配信、SNS などは、自分から見に行かないと分からないので、プッシュ的に周知されてくるのかを確認したい。イメージは料金明細を電子メールや郵送で送付していると思うが、このよう周知方法があっても良いと思う。

【吉川構成員】

今の取りまとめの中では、明示的に出ているものではないので、検討を進めさせていただければと思う。

【堀越構成員】

今回の報告書が一次報告書から数えて 4 つ目の報告書になり、ローミングの開始前の最終報告書になるという理解をしている。先ほど、資料作 6-2 の報告書案の最後のと

ころを見たが、関係者皆様の多大な尽力により、今現在残っている様々な課題も解決に向かっているという御報告があり、大きな意義があったと思う。改めて、皆様に敬意と感謝を申し上げます。その上で、最終報告書となると、最後の締めをもう少し、これまでの一次から三次までの報告書も含めた総取りまとめ感や、今後の展望感を盛り込んでも良いと思う。雑誌をつくっている人間の性ですが、一次報告書や二次報告書を見返していたところ、最後に事業者間ローミング以外の通信手段の推進という章があり、ここに副回線サービスや00000 JAPANの取組の紹介があった。足元では、人工衛星を使ってダイレクトtoセルや、来年以降にHAPSも順次始まると聞いている。こちらも災害時に大変意義がある通信手段となるので、今後、事業者間連携の可能性もあるのではないと思う。そのため、これまでの報告書から進展した要素も盛り込んで、もう少し、最終ページに総取りまとめ感を出せたらよいと思う。

【柴田電気通信技術システム課電気通信設備エンジニア室長】

報告書の数は、これまでの検討会時代に3回、検討作業班として端末設備の技術基準などに関する報告書が1回あるため、今回で通算5回目となる。今回が導入前の最終報告書になる見込みであるところ、原案の第4章では、冒頭に令和4年9月から検討を行っている旨の記載があり、検討会時代からの目的であった、非常時において継続的な通信サービスを利用する環境の整備という観点の中で、これまでに検討してきた他の手段についても触れてきた旨を追記することが考えられる。具体的にどのような内容をさらに盛り込むかについて、構成員の皆様から意見があれば、それを基に文章を構成していきたいと思う。

【相田主任】

この後の議題で御紹介があるかと思うが、この検討作業班については、実際にローミングが導入された後の運用状況などを御紹介いただき、さらなる改善点などがないかという点を御検討いただく形で、継続してまいりたいと考えているので、御理解いただきたい。

【藤井構成員】

2点確認させていただきたい。1点目は、資料作6-3の13ページについて、制約事項に対する利用者周知が書かれており、救急相談センターや警察相談専用電話への発信に制限があると理解している。間もなく運用が始まる段階で、今の状況として、運用までに変えられるのか、もし難しいようであると、受理機関側にもしっかり周知した上で、うまくこの状態でも運用できるようにしなければならないと思うが、この辺りについて教えていただきたい。

2点目は、資料作6-3の26ページの電気通信事業者間の精算について、ユーザーに対して料金を取るような可能性があるのか、運用開始も近いので、しっかり整理して

おく必要があると思う。この件についてどのような状況になっているのか、現時点でわかる範囲で教えていただきたい。

【吉川構成員】

1点目について、現時点では来年3月末までに新たな改善が間に合うかというところのようなことはないため、今後の課題として検討していくことになるかと思う。実際は、関係機関とも連携をさせていただいており、今の状況については、共有をしているという状況である。

2点目の事業者間の精算について、本ページで報告させていただいたとおり、MNO各社においては、利用者に対する本緊急時の事業者間ローミング、個別のサービスの利用として、過度な負担を設けることはないというところである。MVNO各社でも準じた取扱いになると想定しているが、最終的に利用者との契約なので、各社に委ねられるというところ。

【柴田電気通信技術システム課電気通信設備エンジニア室長】

2点目について、吉川構成員より、26ページの内容を基に御説明をいただいているが、藤井構成員の御質問は、利用者が救済事業者、あるいは被災事業者に追加料金を払うかどうかの御確認だと理解している。事務局における確認では、これまでの検討作業班において、TCAからは、過度な追加負担はないという趣旨の回答までいただいているが、具体的に幾らなのか、(そもそも費用が)かかるのか、かからないのかという話が出ていないと認識している。ここが間違っていたら明確に回答いただきたい。その上で、決まっていないということ踏まえて、資料作6-3の9ページ下段にあるように、利用者料金については、MNOにおいて検討を進め、決まり次第、周知いただきたいというような記載を検討作業班の取りまとめとして記載すべきではないかと事務局としては考えている。

【吉川構成員】

9ページ下段のとおり、最終的なところとしては、ユーザーへの周知が望ましいという点は御指摘のとおり。利用者料金については、MNOにおいて検討を進め、決まり次第、周知を進めていこうというところである。

【藤井構成員】

特に利用者負担という意味では、簡易につながるといって、つながったがために料金を取られてしまうということなどが、かなり難しいところもあるのではないかと思います。普段自分がつないでいる網の利用の従量制など、そういうところの料金までは許容されるとしても、これが他社につながったときに過大な料金になるというのは、ユーザー側としても許容範囲を超えるのではないかと思いますので、この辺りはしっかり御検討

いただき、運用時にトラブルが起きないようにしていただきたい。

【相田主任】

構成員の皆様におかれましては、追加での御質問、コメント等ございましたら、10月30日の木曜日までに、事務局まで御連絡いただきますようお願いしたい。本日、既にいただいた御意見と、来週までにいただく御意見を踏まえて、事務局と私の方で報告案の修正について検討させていただく。親会（IPネットワーク設備委員会）に報告する際の具体的な修正内容につきましては、主任の私に御一任いただき、後日、事務局から各構成員の皆様にお送りして御確認いただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

（3）今後の検討スケジュールについて

事務局より、資料作6-4に基づき、説明が行われた。構成員及びオブザーバからの質問及び意見はなかった。

（4）その他

事務局より、検討作業班報告案についての御意見、コメントについては、10月30日までに事務局までご連絡いただきたいとの説明があった。構成員及びオブザーバからの質問及び意見はなかった。

以上